

## 大口定期預金規定の新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
<p>PayPay 銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）と大口定期預金取引を行う場合は、下記条項の他、預金口座取引一般規定、その他別途定める各取引規定についても確認し、同意したものととして取り扱います。</p>	<p>PayPay 銀行株式会社（以下、「当社」といいます。）と大口定期預金取引を行う場合は、下記条項の他、預金口座取引一般規定、<u>BUSINESS ACCOUNT 規定</u>その他別途定める各取引規定についても確認し、同意したものととして取り扱います。</p>
<p><b>第 2 条 大口定期預金</b></p> <p>1. 大口定期預金は、当社の普通預金口座、BUSINESS ACCOUNT 口座、<u>SOHO ACCOUNT 口座</u>（あわせて以下、「普通預金口座等」といいます。）をお持ちのお客さまを対象に当社が提供する定期預金です。</p> <p>2. （略）</p>	<p><b>第 2 条 大口定期預金</b></p> <p>1. 大口定期預金は、当社の普通預金口座<u>または</u> BUSINESS ACCOUNT 口座（あわせて以下、「普通預金口座等」といいます。）をお持ちのお客さまを対象に当社が提供する定期預金です。</p> <p>2. （略）</p>
<p><b>第 4 条 契約の成立</b></p> <p>1. お客さまは、前条第 3 項に定める金利提示の時から提示日の午後 3 時までの間に、以下に定める書面をファクシミリにて当社に送信するものとします。</p> <p>個人および営業性個人のお客さま：</p> <p>a. 当社が別途指定する本人確認の証明書類</p> <p>b. 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書法人のお客さま：</p> <p>a. 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書</p> <p>2. 法人のお客さまは、前項に定めるファクシミリ送信から 1 週間以内に送信した普通預金払戻請求書の原本を当社に送付するものとします。</p> <p>3. 第 1 項に定める普通預金払戻請求書受信後、当社がお客さまの普通預金口座等の残高より定期預金代わり金を引き落とした時点をもって当社とお客さまの間において、本件取引条件、預入条件および前条第 3 項に従い当社が提示した金利にて大口定期預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>4. 当社は、前項に定める契約成立後、速やかに大口定期預金を作成するものとしま</p>	<p><b>第 4 条 契約の成立</b></p> <p>1. お客さまは、前条第 3 項に定める金利提示の時から提示日の午後 3 時までの間に、以下に定める書面をファクシミリにて当社に送信するものとします。</p> <p>(1) 個人および個人事業主のお客さま：</p> <p>ア 当社が別途指定する本人確認の証明書類</p> <p>イ 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書</p> <p>(2) 法人のお客さま：</p> <p>ア 当社に通知した預入条件に合致する当社指定の普通預金払戻請求書</p> <p>2. 法人のお客さまは、前項に定めるファクシミリ送信から 1 週間以内に送信した普通預金払戻請求書の原本を当社に送付するものとします。</p> <p>3. 第 1 項に定める普通預金払戻請求書受信後、当社がお客さまの普通預金口座等の残高より定期預金代わり金を引き落とした時点をもって当社とお客さまの間において、本件取引条件、預入条件および前条第 3 項にしたがい当社が提示した金利にて大口定期預金に係る契約が成立するものとします。</p> <p>4. 当社は、前項に定める契約成立後、速やかに大口定期預金を作成するものとしま</p>

旧	新
<p>す。</p> <p>5. お客様の大口定期預金取引の利用およびお客様が、法令に違反する、公序良俗に反する、またはそれらのおそれがあるなど、当社が不適切であると判断したときは、申し込みを受け付けできません。</p>	<p>す。</p> <p>5. お客様の大口定期預金取引の利用およびお客様が、法令に違反する、公序良俗に反する、またはそれらのおそれがあるなど、当社が不適切であると判断したときは、申し込みを受け付けできません。</p>
<p><b>第7条 預金の払い戻し</b></p> <p>1. 当社は、大口定期預金の満期日が到来した場合、当該大口定期預金に係る契約に従い、解約代わり金および利息をお客様の当社普通預金口座等に入金することにより大口定期預金を払い戻します。なお、自動継続扱いは行いません。</p> <p>2. (略)</p>	<p><b>第7条 預金の払い戻し</b></p> <p>1. 当社は、大口定期預金の満期日が到来した場合、当該大口定期預金に係る契約したが、解約代わり金および利息をお客様の当社普通預金口座等に入金することにより大口定期預金を払い戻します。なお、自動継続扱いは行いません。</p> <p>2. (略)</p>
<p><b>第8条 期限前解約</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項に拘らず、当社が、お客様から満期日到来前に大口定期預金解約の申し出を受け、止むを得ないものと認めてこれに応じる場合に限り、お客様は、別途当社が通知する日をもって大口定期預金を解約することができるものとします。</p> <p>3. (略)</p>	<p><b>第8条 期限前解約</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 前項にかかわらず、当社が、お客様から満期日到来前に大口定期預金解約の申し出を受け、止むを得ないものと認めてこれに応じる場合に限り、お客様は、別途当社が通知する日をもって大口定期預金を解約することができるものとします。</p> <p>3. (略)</p>
<p><b>第9条 預金保険事故発生時におけるお客様からの相殺</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>ア) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください。ただし、当該大口定期預金で担保される債務がある場合には、お客様による充當の順序方法の指定にかかわらず、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客様の保証債務から先に相殺されるものとします。</p> <p>イ) 前号ア) の充當の順序方法の指定のない場合には、当社の指定する充當の順序</p>	<p><b>第9条 預金保険事故発生時におけるお客様からの相殺</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>(1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当社に提出してください。ただし、当該大口定期預金で担保される債務がある場合には、お客様による充當の順序方法の指定にかかわらず、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客様の保証債務から先に相殺されるものとします。</p> <p>(2) 前号の充當の順序方法の指定のない場合には、当社の指定する充當の順序方</p>

旧	新
<p>方法により充当いたします。</p> <p>ウ) <u>前号ア)</u> による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、充当の順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上 【2022年4月1日】</p>	<p>法により充当いたします。</p> <p><u>(3) 第1号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、充当の順序方法を指定することができるものとします。</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上 【2025年4月10日】</p>

施行日：2025年4月10日